

城里町ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成 19 年 8 月 22 日
城里町告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、城里町広報媒体広告掲載要綱（以下「要綱」という。）により取り扱う広告のうち、城里町（以下「町」という。）が管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号の定めるところによる。

(1) 城里町ホームページ（以下「ホームページ」という。）

町が管理するホームページで、<http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/>で始まるものをいう。

(2) バナー広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第 3 条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 位置 ホームページのトップページの指定した場所

(2) 枠数 8 枠

(3) 規格 サイズ：高さ 60 ピクセル、幅 150 ピクセル

容量：10KB 以下

形式：GIF もしくは JPG（アニメーション形式は除く）

(バナー広告掲載料)

第 4 条 バナー広告の掲載料は、1 枠あたり月額 15,000 円とする。

(広告の内容等)

第 5 条 バナー広告の内容は、行政広報としての公共性及び、品位、信頼性を損なうおそれのないものとし、要綱第 3 条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象とすることができない。

(1) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの

(2) あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(3) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

2 次の各号に掲げる業種に係る広告は掲載することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するものの広告

(2) 消費者金融に関するもの

(3) 賭博・ギャンブルに関するもの

(4) 法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの

- (5) 取扱い商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
 - (6) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、町の指名停止措置を受けている者等のバナー広告は掲載を拒否することができる。なお、バナー広告の掲載中においてこれらに該当するにいたった場合も同様とする。
- 4 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報に当たるものについては、当該広告の対象としないことができる。

(バナー広告の禁止表現)

第 6 条 バナー広告における表現が次のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 町の情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 実際には機能しないもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(バナー広告の掲載期間)

第 7 条 バナー広告を掲載する期間は、1 ヶ月を単位とし、複数年にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」）は、原則として当該広告を掲載する月の第 1 日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定に関わらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日に当たる場合は、翌日を掲載開始日及び掲載終了日とする。

(広告主の募集)

第 8 条 広告掲載を希望する者は、城里町ホームページバナー広告掲載申込書（様式第 1 号）に当該広告の原案を添えてバナー広告の掲載を希望する月の 2 週間前までに申し込むものとする。

(掲載の決定)

第 9 条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、広告の掲載の可否を決定し、城里町ホームページバナー広告掲載決定（非決定）通知書（様式第 2 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(掲載の取消し)

第 10 条 町長は、広告掲載者又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めたときは、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長がバナー広告を掲載することが適切でないと判断したとき。

- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、広告主に城里町ホームページバナー広告掲載取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、広告主が町に納入すべき額の減額は行わないものとする。
- 4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 広告掲載が年度をまたがる場合には、広告掲載料を年度分ごとに納付する。

（掲載の取下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、バナー広告を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、城里町ホームページバナー広告掲載取下げ申請書（様式第4号）より町に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げた場合は、広告主が町に納入すべき額の減額は行わないものとする。

（町ホームページの停止）

第13条 町長は、1日を越えてホームページの運営を停止した場合は、広告主が町に納入すべき額を減額するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、定期点検等のため予め期日を告知し、または天災、事変その他の非常事態の発生により、町がホームページの運営を一時停止した場合は、広告主が町に納入すべき額の減額は行わないものとする。

（リンク先のURLの変更）

第14条 広告主がリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から7日前までに、町に届け出るものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、バナー広告のリンク先のホームページについて、アクセシビリティに配慮したページとなるよう努めなければならない。

（その他）

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町の判断に従うものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。